

「動物用生物学的製剤基準の一部改正案についての意見・
情報の募集」の結果について

令和6年2月20日
農林水産省消費・安全局

「動物用生物学的製剤基準の一部改正案」について、令和5年12月28日から令和6年1月26日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリック・コメントを実施したところです。

その結果、募集期間中において、当該案に対する御意見等は寄せられませんでした。このことから、当該案のとおり、動物用生物学的製剤基準（平成14年農林水産省告示第1567号）の一部改正を行うこととしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先） 消費・安全局畜水産安全管理課 電話：03-3502-8111（内線：4538）
--